

令和3年度

第1回

犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度

**【募集要項】**

令和3年10月

愛知県犬山市

## 目次

1	提案募集事業の概要	
(1)	事業番号	1
(2)	事業名	1
(3)	事業概要	1
2	参加資格条件等	
(1)	提案者の参加資格要件	1
(2)	提案者の制限	1
3	募集の内容	
(1)	提案対象	2
(2)	具体的な業務内容	2
(3)	提案の条件など	2
(4)	提案の区分	3
4	実施スケジュール	3
5	応募方法	
(1)	施設詳細情報の確認	3
(2)	質問受付及び回答	4
(3)	提案書等の受付	4
6	提案事業の採否	
(1)	ヒアリングの実施	5
(2)	審査の視点	5
(3)	提案事業の審査、採否決定と公表	6
7	事業化までの手続き	
(1)	書類提出・現地調査	6
(2)	事業化・契約締結までの手続き	6
8	留意事項	
(1)	費用負担	7
(2)	提案書類の取り扱い	7
(3)	特許権の侵害防止	7
(4)	情報公開	7
(5)	提案者の失格	7
(6)	提案の辞退	7
(7)	不測の事態への対応	7
9	問い合わせ先及び各種書類の提出先	7

## 令和3年度 第1回 犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度募集要項

犬山市では、本市が所有又は管理する資産とその環境を最適な状態で保有し、使用し、運営し、維持するための総合的な資産経営を行う「公共施設マネジメント」及び地球温暖化対策の更なる推進を行うべく、市内公共施設の照明をLED照明に取り替える（以下「LED化」という。）事業について、令和3年度犬山市公共施設マネジメントに関する民間提案制度実施要項（令和3年10月）に基づき提案を募集します。

### 1 提案募集事業の概要

#### (1) 事業番号

3-1

#### (2) 事業名

犬山市公共施設LED化整備事業

#### (3) 事業概要

犬山市内にある公共施設をLED化する。

### 2 参加資格条件等

#### (1) 提案者の参加資格要件

提案者は、次の要件を全て満たす民間企業、NPO法人等の法人（以下「民間事業者等」という。）又は複数の法人が共同する団体（以下「共同体」という。）とし、個人は除きます。

また、共同体を構成する法人は、本事業の実施に伴い当共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとします。

ア 自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有していること。

イ 民間提案制度の目的を達成する意思を持っていること。

ウ 犬山市並びに必要なに応じて施設管理者及び指定管理者等との協議並びに調整が可能な能力を有していること。

エ 事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができること。

#### (2) 提案者の制限

次のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び共同体の構成員となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者

ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者、並びに犬山市暴力団排除条例（平成24年12月28日条例第34号）に基づく排除措置に該当する者

エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きが終了していない者

オ 犬山市税、愛知県税及び国税並びに社会保険料の滞納がある者

### 3 募集の内容

#### (1) 提案対象

犬山市内各施設（資料「施設リスト」を参照）

※各施設・照明器具の詳細は、各施設の調査票及び図面で確認してください。

詳細資料の確認を希望する場合は、「5 応募方法」で、資料提供の手続きを行ってください。

※調査票と図面など資料の内容に相違がある場合や、提案に必要な資料の閲覧及び現場確認等を希望する場合はお問い合わせください。ただし、施設により提供できる資料が異なる場合や、ご希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。

#### (2) 具体的な業務内容

「犬山市公共施設LED化整備事業内容説明書」参照

#### (3) 提案の条件など

ア 3年以内（令和4～6年度）に対象施設をLED化すること。

イ LED化の方法は、「賃貸借」及び「購入」など問いません。

※方法は、全施設が同一である必要はありません。ただし、賃貸借契約の場合は契約期間満了、購入の場合は設置工事が完了し、犬山市がそれぞれに係る費用の支払いが完済した後、照明器具及びその付属品や取り付けに必要な資材の所有権は、犬山市に帰属するものとします。

ウ 犬山市にとって、新たな費用負担が発生しないこと。

※「新たな費用負担が発生しない」とは、令和4年度から令和13年度までの10年間の対象施設の合計で、LED化することにより削減できるコスト（電気料金）が、LED化に伴う費用（賃借料、工事費、製品代、保守料、修繕料、金利など）を上回ることをいいます。

※「維持管理費」とは、電気料金（基本使用料・電気使用料）、賃借料、工事請負費、保守料、修繕料などすべての費用をいいます。

※「現在の電気料金」は、平成30年度電気料金とします。

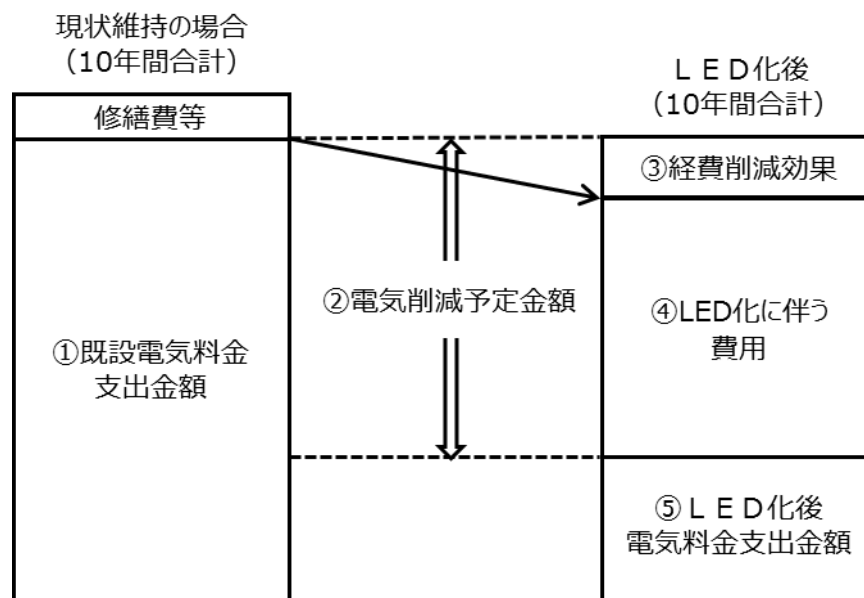


図 事業効果イメージ

#### (4) 提案の区分

次の区分ごとに提案（事業効果試算書の作成）を行ってください。

- A 公共施設（C・Dを除く）のうち市が電気料金を負担している施設
- B 公共施設（C・Dを除く）のうち市が電気料金を負担していない施設
- C 水道関連施設
- D 犬山城

#### 4 実施スケジュール ※今後の事業進捗により変更する場合があります。

No.	項目	日程
1	募集要項の公表	令和3年10月13日（水）
2	施設詳細情報依頼受付	令和3年10月13日（水）～令和3年11月16日（火）
3	質問受付	令和3年10月13日（水）～令和3年11月22日（月）
4	提案書類の受付	令和3年11月9日（火）～令和3年12月1日（水）
5	ヒアリング	令和3年12月7日（火）～令和3年12月中旬
6	提案事業の採択決定	令和3年12月下旬
7	審査結果の通知・公表	令和3年12月下旬
8	詳細協議	令和3年12月下旬以降
9	現地調査	令和3年12月下旬～令和4年1月中旬
10	企画提案書の提出	令和4年1月中旬
11	事業化の決定	令和4年1月下旬
12	契約の締結	予算案件等が犬山市議会で承認された後

#### 5 応募方法

##### (1) 施設詳細情報の確認

対象施設の詳細情報（現地確認、照明設備の設置状況や図面のコピーなどの提供）を希望する場合は、次の方法により申し込んでください。

##### ア 受付期間

令和3年10月13日（水）から11月16日（火）まで

##### イ 申込方法

施設詳細情報確認依頼書（様式第1号）に依頼内容を記載し、電子メールで提出してください。

##### ウ 提出先

犬山市経済環境部環境課

##### エ 確認方法

依頼書受領日から起算して3日以内に依頼書に記載の連絡先に連絡し、具体的な確認方法などを調整します。

##### オ その他

- ① 資料の提供は、原則として依頼書に記載の連絡先（メールアドレス）を通じて行いますが、資料によっては別の方法となることがあります。
- ② 公園など常時開放し出入りが自由な施設の現地確認は申し込みが不要ですが、現地での施設職員への聞き取りなどは行わないでください。

- ③ 開館日と開館時間がある建物などの現地確認は、基本的に休館日を除く午前9時から午後5時までとします。なお、施設によっては、確認日の利用状況や施設の特性上、現地の確認できない場所がありますので予めご了承ください。
- ④ 現地確認中の質疑にはお答えできません。事業に関する質問書（様式第2号）をご提出ください。（「(2) 質問受付及び回答」参照）

## (2) 質問受付及び回答

本事業に関する質問がある場合は、次の方法により質問を行ってください。

### ア 受付期間

令和3年10月13日（水）から11月22日（月）まで

### イ 質問方法

質問書（「制度に関する質問」は様式第1号、「事業に関する質問」は様式第2号）に質問内容を記載し、電子メールで提出してください。

提出（電子メール送信）後、電話連絡し、受信の確認をお願いします。

### ウ 提出先

- ① 公共施設マネジメントに関する民間提案制度に関する質問  
犬山市経営部経営改善課
- ② 犬山市公共施設LED化整備事業に関する質問  
犬山市経済環境部環境課

### エ 回答方法

本市ホームページで順次公表します。ただし、「事業に関する質問」は、提案内容に関する事項に及ぶことから、質問者の同意を得た場合にのみ公表します。

## (3) 提案書等の受付

本事業への提案を行う場合は、次の方法により必要書類を提出してください。

### ア 提出書類

- ① 提案団体調書（様式第4号）
- ② 誓約書（様式第5号）
- ③ 簡易提案書（様式第6号）
- ④ 事業効果試算書（様式第7号）
  - ・提案区分A 建物・屋外照明設備
  - ・提案区分A 公園等その他施設
  - ・提案区分B
  - ・提案区分C
  - ・提案区分D
- ⑤ 施設別維持管理費試算表（様式第8号）
  - 「建物・屋外照明設備」・「公園その他施設」の別で次の各4枚
    - ・令和4年度分
    - ・令和5年度分
    - ・令和6年度分
    - ・令和7年度～令和13年度の1年度分
- ⑥ 提案団体状況表（様式第9号）
- ⑦ 関連事業実績一覧表（様式第10号）【任意】
- ⑧ ①～⑥の関連資料【任意】

イ 提出部数

各1部

ウ 受付期間

令和3年11月9日（火）から12月1日（水）まで（土日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

エ 提出方法

郵送又は直接持参で提出してください。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、受付期間中に到着したものに限り受付します。

オ 提出先

犬山市経済環境部環境課

カ その他

- ① 簡易提案書は、「6 提案事業の採否」にある審査項目に沿った形で記載してください。
- ② 直接持参により提案書等を提出する場合は、他の提案者との時間の重複を避けるため、提案書類提出予約申込書（様式第11号）を提出予定日の前日までに電子メールで提出し、日時の予約を行ってください。

## 6 提案事業の採否

### (1) ヒアリングの実施

提案事業の採否については、本市が設置する審査委員会において、提案書やヒアリングの内容を基に審査し決定します。なお、提案事業の提案者との第1回目のヒアリング（約1時間）を、令和3年12月7日（火）午前中から順次実施します。

なお、具体的な時刻や会場など詳細は、誓約書（様式第5号）の連絡先に別途通知します。

### (2) 審査の視点

審査の視点は以下の項目を基本とします。

なお、下線部は審査で重視する項目ですが、可能な限りすべての項目を網羅できるような提案としてください。

表 審査の視点

審査項目		視点
制度の理解度	将来性	公民連携の推進につなげていけるか。
	地域性	地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済の活性化が図れるか。
実現性	安定性 実現性	継続事業ができるよう経営基盤が安定しているか。
実現性	効率性 効果性	<u>市のコスト削減が見込まれるか。</u>
		<u>市のコスト平準化が見込まれるか。</u>
		<u>早期に二酸化炭素の排出削減が図られるか。</u>
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。

独創性 その他	独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
	地域雇用への配慮や地元事業者の活用など地域振興や地域経済の活性化を図る工夫があるか。
	提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。
	行政が実施するよりもスピード感を持って地域課題の解決を図ることができるか。
	行政が実施するよりも市民サービスの向上が図られる工夫があるか。

### (3) 提案事業の審査、採否決定と公表

本市は、民間提案を審査し採否を決定します。民間提案を採用し事業化を検討するものは事業計画を、採択しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

ア 採用（一部採用）：民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合

イ 不採用：事業化に適さないと判断した場合

## 7 事業化までの手続き

### (1) 書類提出・現地調査

採用された提案事業の提案者は、次のアからウまでの書類を各々2部（正本1部、副本1部、副本はコピー可）、エを13部（正本1部、副本12部、副本はコピー可）提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

ア 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類

イ 構成員、責任の範囲を定めた協定書等（任意様式） ※ 共同体の場合

ウ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書 ※ 必要に応じて提出

エ 企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、簡易提案書に応じた提案内容及びヒアリングで確認した事項等を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、経費計画、提案内容の明細及び事業実施体制等の内容を記載したものとしてください。

※提案書類の作成にあたり提供する資料は、必ずしも施設の現況と一致する内容ではないため、企画提案書の作成にあたり、必ず現地調査を実施してください。調査結果に基づき、事業効果試算書（様式第7号）及び施設別維持管理費試算表（様式第8号）を更新し、企画提案書に添付し、犬山市に提出してください。

※書類提出・現地調査の後に行う詳細協議においても、LED化に伴い、犬山市にとって、新たな費用負担が発生しないこととします。

### (2) 事業化・契約締結までの手続き

ア 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と「詳細協議」を進めます。なお、協議が整わない場合は事業化されません。

イ 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と「契約（随意契約）」を締結します。



## 8 留意事項

### (1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成、提出及び協議等にかかる費用は、提案者の負担とします。

### (2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

### (3) 特許権の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

### (4) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

### (5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### (6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、提案辞退届出書（様式第12号）を提出してください。

### (7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。

## 9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

### (1) 公共施設マネジメントに関する民間提案制度に関すること

犬山市経営部経営改善課（資産活用グループ）

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（犬山市役所本庁舎 4 階）

電話 0568-44-0301（ダイヤルイン・土日祝を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

メールアドレス：011000@city.inuyama.lg.jp

### (2) 犬山市公共施設 LED 化整備事業に関すること

犬山市経済環境部環境課（エコアップグループ）

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地（犬山市役所本庁舎 3 階）

電話 0568-44-0345（ダイヤルイン・土日祝を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

メールアドレス：020300@city.inuyama.lg.jp